

感対第 81-1 号  
令和 5 (2023) 年 4 月 28 日

各部局長  
教育長  
警察本部長 } 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

「栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部（正式名称：栃木県新型インフルエンザ等対策本部）」の廃止について

このことについて、令和 5 年 4 月 28 日、国において『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることが、別紙 1 のとおり示されました。

本県においても、第 98 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、法第 25 条の規定に基づき、「栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部（正式名称：栃木県新型インフルエンザ等対策本部）」は令和 5 年 5 月 7 日をもって廃止することを決定しました。

つきましては、別添通知による新型コロナ感染防止対策取組宣言団体をはじめとした関係団体への周知について御協力くださるようお願いいたします。

なお、各市町宛て別添のとおり通知していることを申し添えます。

（別紙 1）国事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

感染症対策課  
新型コロナ対策推進担当  
TEL 3125（一般非公開）